

住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）  
に係る総合的検討事業を行う者の公募について

平成29年3月7日

国土交通省住宅局長 由木 文彦

次のとおり、住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）の「仕組みの開発・周知・試行事業」の各取組等を踏まえ、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの調査・普及等に係る総合的な検討を行う者の公募について公示する。

※本公募は、平成29年度予算によるものであり、平成29年度予算成立が事業実施の前提となる。本公募は、住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）の「仕組みの開発・周知・試行事業」を行う者に関する公募ではない。「仕組みの開発・周知・試行事業」を行う者が開発する個々の仕組み等に係る横断的な調査分析等の総合的検討を実施するものである。

1. 事業概要

(1) 事業名

住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）に係る総合的検討事業

(2) 事業目的

本事業は、住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）の「仕組みの開発・周知・試行事業」の各取組等を踏まえ、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの調査・普及等に係る総合的な検討を行う者に対し、国が必要な費用を補助することにより、良質な住宅ストックの資産価値が適正に評価され、維持管理にインセンティブが働き、また流通が促進される健全な中古住宅・リフォーム市場の形成に資することを目的とする。

(3) 事業内容

住宅ストック維持・向上促進事業（良質住宅ストック形成のための市場環境整備促進事業）の「仕組みの開発・周知・試行事業」を行う者の取組等を踏まえ、住宅ストックの維持向上・評価・流通・金融等の一体的な仕組みの調査・普及等に係る総合的な検討を行う事業

(4) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

平成29年4月上旬 ～ 平成30年2月28日

2. 公募対象事業者の要件

次の(1)から(5)の全ての条件を満たすことのできる民間事業者等を対象とする。

(1)補助事業の実施に関する計画が適切なものであること。

(2)知り得た情報の秘密の保持を厳守すること。

(3)補助事業を的確に遂行する技術力を有し、かつ、補助事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。

(4)補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(5)事業の実施にあたっては、公平性及び中立性を確保すること。

3. 募集要領の交付期間及び場所

(1)交付期間

平成29年3月7日(火)10時00分～平成29年3月28日(火)18時00分

(2)場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

4. 応募書類の提出期限、場所及び方法

(1)提出期限

平成29年3月28日(火)18時00分まで(必着)

(2)場所

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

国土交通省 住宅局 住宅生産課 住宅瑕疵担保対策室

(3)方法

持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。)にて提出すること。(提出期限必着)

(4)担当部局

国土交通省 住宅局 住宅生産課 担当:西村、風間

電話:03-5253-8111(内線39448、39432)、FAX03-5253-1629

電子メール:nishimura-h2sp@mlit.go.jp

kazama-t2q2@mlit.go.jp

## 5. 選定

応募書類について、応募の要件を満たしているか等について審査し、採択者を決定する。

## 6. その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提案書の作成および提出に係る費用は、提出者側の負担とする。
- (3) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (4) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、申込者に対して補助事業者の取り消しを行うことがある。
- (5) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年5月14日法律第42号）に基づき、行政機関が取得した文書について開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。
- (6) その他詳細は説明書による。